

第 10 回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

日時：平成 16 年 7 月 22 日（木）

午後 7 時 00 分～午後 10 時 00 分

場所：農村環境改善センター

出席委員 6 人 傍聴者 4 名

（資料説明）事務局より説明

資料 1 （仮称）清水町まちづくり基本条例素案（1）に対する意見・提言

資料 2 補足資料

【事務局より説明】

- ・ 資料 1、資料 2 について説明。広報 6 月号や町のホームページに条例素案を掲載して町民からの意見を募集し、寄せられた意見を整理したもの。全体で 6 人の方から意見をいただいた。

（討 議）まちづくり基本条例素案に対する意見・提言について

【出された意見】

「前文」について

- ・ 「町民自らが策定した」という言葉は重要であり、残すべき。
- ・ 「町民自らが制定した」という言葉はどこかに残し、「昭和 41 年 11 月制定」という部分は（ ）でくり条文を整理し、次回会議でお示しする。

「第 1 条（条例の目的）」、「第 2 条（用語の定義）」

- ・ 第 1 条、第 2 条とも「町民、行政、議会」という順番で表現する。それに伴い、前文も同順番で表現する。

「第 3 条（町民参加の原則）」

- ・ 寄せられた意見では、1 項の「責務」という言葉と、3 項の「自主的な行動」という言葉は矛盾するとのことだが、2 項と 3 項に、不参加による差別は受けないことも書かれているし、行政任せのまちづくりではなく、町民も自ら考え行動しなければならないという意見で、「責務」という言葉は残すべきでは。
- ・ 「責務」という言葉は重要だが、第 5 条で町民の責務が書かれているので、1 項の「責務」は削除する。
- ・ 寄せられた意見では、「満 20 歳未満の町民は」と書くと満 20 歳未満の町民の参加を制限するようにとれるとのことだが、事務局としては制限する意味ではなく、行政として満 20 歳未満の町民の意見も聞きなさいという意味で載せたもの。
- ・ 満 20 歳未満でも社会人であれば、選挙権以外は一般町民と変わりがないと思うの

で、「学生等の青少年も」という表現にしては、

- ・ 「全ての町民はそれぞれの年齢にふさわしい方法で」という表現にしては、
- ・ 寄せられた意見に対して、「満 20 歳未満の町民は」と載せるのは、満 20 歳未満の町民の参加を制限するものではないということを説明できれば、残してもいいのではないか。
- ・ 残してもいいという委員の意見と、満 20 歳未満の町民「は」という表現を「も」としてはという町民からの他の意見を踏まえて、内容を事務局に一任する。

「第 6 条（行政の責務）」

- ・ 寄せられた意見では、1 項の町長の責務に「計画的にまちづくりの均衡を考えた行政の執行」と追加してはとのことだが、条文が長くなるし、将来を考えたまちづくりは町民も一緒になってのことであり、行政の責務として追加する必要ないのでは。
- ・ 関連として、第 4 条でまちづくりへの町民参加の保障もしているので、行政の一方的なまちづくりにはならないので、原文のままとする。
- ・ もう 1 件の寄せられた意見は、「町職員」という表現を「職員」としてはとのことだが、「町職員」という方が、町民に雇われているという柔らかい表現だと思うので、原文のまま「町職員」とする。

「第 7 条（議会の責務）」

- ・ 寄せられた意見では、「町民の代表として」という表現を「町の議決機関として」としてはとのことだが、この条文で言いたいのは、議決機関としての議会ではなく、行政を監視する役としての議会のことであるので、原文の「町民の代表として」のままとしてはどうか。
- ・ 1 項の「公正に」の次に「計画的に」を追加すべきという意見については、第 6 条の町長の責務では「誠実に」という言葉に「計画的に」という意味も含まれているということで追加しなかったが、第 7 条の「公正に」という言葉には含まれていないので、「計画的に」という言葉を追加する。
- ・ 3 項の「議員」を「議会議員」と表現すべきという意見については、議員といえば議会議員と特定できるのと、第 7 条の表題に「議会の責務」と書かれているので、原文のまま「議員」という表現のままとする。
- ・ 他の意見として、3 項にある「町民の利益を代表して」という表現だと、一部の町民利益のようで表現が適切でないので、「町民の福祉の向上のため」や、「町の将来を考えて」と表現してはという意見があった。
- ・ 「福祉の向上」という言葉だと、狭い範囲での福祉と解釈される心配もある。
- ・ 議員個人は、選出地域の利益の代表として活動するという一面もあり、「町民利益を代表して」のままでいいのでは。
- ・ この条文は、議員の責務についてのことなので、地域の利益を代表してもいいという表現ではおかしいと思う。

- ・ 議員個人は地域利益の代表でもいいという理屈は分かるが、3人の町民が「利益」という表現が不適切との意見なので、他の表現を考えるべき。
- ・ 議員個人は町民の代表で、議会という機構は町民の代表ではないと思うので、1項の「議会は町民の代表として」の「町民の代表として」という部分を削除し、3項を「議員は町民の代表として」という表現とする。

「第9条（個人情報保護）」

- ・ 寄せられた意見では、「保護します」を「保護しなければなりません」とすべきとのことだが、特に条文の効力は変わらないのと、個人情報保護条例で具体的なことが書かれていることから、原文のままとする。

「その他の意見」

- ・ 条文中、「町は」「町長は」「町の執行機関は」と、3通りの表現に分ける意味は。また、「町」についての定義づけが必要ではとの意見があった。
- ・ 第6条1項の「町長は」という表現は町長個人の責務についての条文なので、この表現のままとする。
- ・ 第6条4項の「町の執行機関は」という表現は、教育委員会や農業委員会などの、町長の権限が及ばない執行機関についてもという意味で、このような表現としたので、原文の表現のままとし、執行機関についての解説文をつけることとする。
- ・ 「町」を定義するという点については、定義しきれないと思うので、特に定義しないこととする。
- ・ 委員から提案のあった2項、3項、4項は情報公開条例にある部分だと思う。

「条例の名称について」

- ・ 条文の内容についてほぼ固まってきたと思うので、名称を決めたい。いままでの「清水町まちづくり基本条例（仮称）」の（仮称）をとるだけでいいか、それとも別な名称がいいか、次回会議で各委員の意見を聞くこととする。

「今後のスケジュールについて」

- ・ 事務局の考えとしては、8月と9月の2回の会議で内容を整理し、町へ報告するという流れになると考えている。
- ・ 以前の会議で町民を集めての議論の場や、議員との懇談の場を設けてはとの意見があったが、あと2回の会議で終わらせてしまうのか。
- ・ 3月に住民対象の講演会（主催は検討委員会ではない）を清水で実施し、検討委員会としても広報誌で町民意見の募集をしたわけだし、町として開催するなら分かるが、検討委員会として開催する必要はないのでは。
- ・ この検討委員会の締めくくりとして、協働や住民参加の重要性、この条例の必要性を、町民の方々に理解してもらうためのフォーラムを開催し、町へ報告するのがいい

いと思う。

- ・ 町民向けフォーラムの開催は必要だとは思うが、検討委員会として開催するより、町への報告書に附帯意見を付け、町で開催すればいいのでは。
- ・ 検討委員会の目的は条例案の策定であり、検討した結果を町長へ報告すれば検討委員会の役目は終わる。報告を受けた町が、町民に周知する義務があるわけであり、検討委員会がフォーラムの開催までしなくてもいいのでは。
- ・ 条例を作ることに上に、その条例に魂をどう入れていくかが重要であり、その作業が不足していたかもしれない。期限にとらわれず、色々な人の意見を聞く機会があってもいいのではないか。
- ・ フォーラムの開催については、本日は欠席者が多いので、次回の会議において各委員の意見を確認し、検討することとする。

まちづくり基本条例検討委員会（第10回）開催結果

日 時：平成16年7月22日（木）19:00～

会 場：農村環境改善センター

出席委員 ... 阿部委員、太田委員、川上委員、高野委員、田中委員、横山委員 以上6名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、斎木係長、我妻主査

傍聴者 ... 4名

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。前回の会議で皆さんに「まちづくり基本条例素案」について議論していただき、その内容を踏まえて正副委員長、事務局、アドバイザーで整理したものを町の広報紙に掲載し、全戸にお知らせしたところである。広報に掲載して町民からのご意見等を1ヶ月間募集し、何件かのご意見が寄せられたので、その意見について本日皆さんに議論していただきたい。

町民から寄せられた意見については新聞等でも取り上げられ、皆さんもご存知だとは思いますが、意見等の件数は少なかったようで、条例の素案について町民の皆さんが理解してくれたのだという思いと、町民の関心が高まっていないのかなという心配もある。

寄せられた意見は少数ではあるが、建設的な意見や前向きな意見もあり、私たち委員としてもそのことを踏まえて議論をして条例案を整理し、当初の予定通り9～10月には町に対して提言したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

（資料説明）

事務局より資料1～2について説明。広報6/15号や町のホームページに掲載し、町民意見を募集し、寄せられた意見を整理したもの。寄せられた意見は全体で6人。

（討 議）

まちづくり基本条例素案 に対する意見・提言について

（前文について）

事務局：前文について提出された意見を、資料1により説明。

委員長：事務局からの説明のとおり、町民憲章の後ろに「（昭和41年11月制定）」と記載してはとの意見だが、皆さんの意見をお聞きしたい。

アドバイザー：その意見のとおり訂正するとなると、文頭も「町民憲章は」というように訂正する必要がある。

委員長：そうすると「町民自らが策定した」という言葉も削除されることになるが、その言葉は必要ないか。もしかしたら、町民には自ら策定したという認識がないかもし

れないので、その部分は必要なしとなるか。

事務局：町民憲章の制定経過については第3回の会議資料でも示したとおり、昭和40年に町民の代表30名による制定委員で案を策定し、町長へ答申し議会で承認されたものなので、「町民自らが策定した」という表現をしているところである。

委員A：私は「町民自らが策定した」という言葉は重要な部分だと思うので、この言葉は残してほしいと思う。

委員長：委員Bさんの意見は。

委員B：そう言われると、残した方がいいのかなと思う。

委員長：委員Cさんの意見は。

委員C：町民憲章制定の経過を知らない町民も多いと思うので、そのことを知ってもらうということと、町民憲章を身近なものに感じてもらうためにも、「町民自らが策定した」という言葉を残した方がいいと思う。

委員D：残すとすれば、「町民みんなの誓いである町民自らが策定した町民憲章（昭和41年11月制定）の理想は…」としてはどうか。

委員B：「町民憲章（昭和41年11月制定）は町民自らが策定した町民みんなの誓いであり」という表現でもいいのでは。

委員A：私は、とにかく「町民自らが策定した」という言葉は残すべきだと思う。「町民みんなの誓い」という表現を「私たちみんなの誓い」としてはどうか。

委員長：これまでの皆さんからの意見を整理すると、「町民自らが策定した」という言葉をどこかに入れるということと、「昭和41年11月制定」という部分を（ ）でくくるとのことなので、そのことを踏まえて条文を整理し、次回の会議で皆さんにお示しするというところでよろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

（第1条、第2条について）

委員長：次に第1条と第2条について、事務局より説明を。

事務局：第1条「条例の目的」、第2条「用語の定義」について提出された意見を、資料1により説明。

委員長：事務局から説明いただいたが、皆さんのご意見は。私の意見としては、前文の「町民と行政、議会」という表現を「町民、行政、議会」というように訂正し、第1条と第2条も「町民、行政、議会」という順番で記載してはどうかと思うのだが。いずれにしても字句の整理の問題であり、内容には大きな影響はない部分ではあるが。

委員D：前文の表現と、第1条・第2条の表現は意味が違うのではないかと。前文は「町民と行政、町民と議会」という意味だと思うので、原文のままでいいのではないかと。

委員長：他に意見のある方は。

事務局：前文の表現は「町民という立場、行政という立場、議会という立場にとらわれず」という意味だと思うので、先ほど委員長が言われたとおり、前文の表現は「町民、行政、議会」という表現でいいのではないかと。

委員D：であれば、寄せられた意見のとおり第1条と第2条も「町民、行政、議会」という表現にした方がいいかもしれない。

委員長：それでは、前文～第2条とも「町民、行政、議会」という表現に統一するという
ことによろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

（第3条について）

委員長：それでは次に第3条について事務局から説明を。

事務局：第3条「町民参加の原則」について提出された意見を、資料1により説明。1項の「責務」という言葉と3項の「自主的な行動」という言葉は矛盾していないかという意見である。

委員長：ただいま事務局から説明いただいたが、単純に1項の「参加する権利と責務をもっています」という部分の、「責務」を削除してはどうか。文章的には特に問題ないと思う。「責務」という言葉は重荷であるという意見だと思うのだが。

委員A：重荷かもしれないが、2項と3項で、まちづくりへの不参加による差別を受けないということが書かれているし、責務という言葉は削除してしまうと、今までの役場任せの行政のままになってしまうことも考えられるので、あえて条文の中に「責務」という言葉を入れることによって、まちづくりは行政任せではなく、自ら考えて行動しなければならないということを主張できると思うので、「責務」という言葉は残すべきだと思う。

委員B：私も同感である。町民自らがまちづくりに参加するという責任は重いかもしれないが、参加に対する責任は必要だと思う。参加する権利についても書かれているのだから、責務も書くべきだと思う。

責務があると書かれているからといって、絶対にまちづくりに参加しなければならないということにはならないと思うし、3項に書かれているように、あくまで自主的な行動ということになると思う。

事務局：第3条1項の「責務」という言葉は残すべきとの意見だが、第5条でも町民の責務について記載はされている。

委員長：ということであれば、第3条には「責務」という言葉はいらないかもしれない。1項の表現を「参加する権利をもっています」というように改めてはどうか。

アドバイザー：第3条に責務という言葉を入れたのは私で、意味があってここにも責務という言葉を入れた。「権利」と「責務」というものを対にして載せた方がわかりやすいし、この条例の目的は町民の意識改革ということであり、町民にも責務があるということをしつこく言いたかったのだが、第3条は責務についての条文ではないので、第5条だけで責務について書かれていればいいのかもしれない。

委員長：それでは、第3条1項の「責務」という言葉は削除するということによろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

委員長：次に、第3条に対する次の意見について、事務局より説明を。

事務局：先ほどの責務のことに関係してくるかもしれないが、町民に積極的なまちづくりへの参加を要請しながら、「20歳未満の町民は」と年齢制限をする必要があるのか、若者を門前払いしかねない条文であるという意見である。

別の方からの意見として、「満20歳未満の町民は」という表現を、「満20歳未満の町民も」としてはという意見もあった。

委員長：ここに「満20歳未満の町民は...」と載せたのは、満20歳未満の町民の意見も聞くという意味で載せた条文なのだが、そのように若者を門前払いするという解釈の意見があったということは、表現の仕方に問題があるのかもしれないので、もう一つの意見のように「満20歳未満の町民も」という表現にしてみてもどうかと思うのだが、皆さんのご意見は。

委員E：満20歳未満の町民「も」とした方が、逆に20歳未満の町民の参加を拒んでいるようにとれないか。

事務局：「満20歳未満の町民は...」と載せた理由は、第13条の住民投票については「有権者」のみの参加方法なので、それ以外の部分では満20歳未満の町民も参加できますよということ載せた条文なのだが。

アドバイザー：寄せられた意見のような若者の権利を制限するという考えとは逆で、満20歳未満の町民の権利も保障しようという意味で載せたものである。

委員B：今回寄せられた意見のように誤解されてしまうこともあるので、「満20歳未満の」という部分はいらぬのでは。

委員長：ただ単純に「それぞれ年齢にふさわしい方法で...」としてはどうか。

委員A：「満20歳未満の町民は」という言葉を削除することで、将来的に子どもの権利条例などを制定するとなったときにも問題とならないし、条文的にもすっきりする。

委員長：「満20歳未満の町民は」という言葉を削除するというところでよろしいか。

事務局：確かにこの表現だと皆さんの意見のように、満20歳未満の町民の権利を制限しているようにも、権利を保障しているようにも解釈できる。ニセコ町の条例を見ると、同様に満20歳未満の町民の参加方法についての条文もある。

町民から見た考え方と職員から見た考え方は違うのかもしれないが、行政側が各種の計画等を作成する際に、満20歳未満の町民の意見も聞かなければならないというようにするためにも、「満20歳未満の町民は」という言葉があった方がいいと思う。

委員D：私が思うのは、18歳ですでに働いている町民と、満20歳以上の町民との違いは特にないのだから、「高校生以下の青少年たちは」というような、何かいい表現方法があればいいと思うのだが。

委員A：まちづくりへの参加ということに関しては、選挙権の関係以外は18歳も20歳も変わりはないわけで、そのことをどう表現するかだと思う。

委員D：要は社会人でない生徒・児童のふさわしい参加方法があるということ載せればいいのだと思う。それをどう表現すればいいかが問題。

事務局：ニセコ町の条例は「満20歳未満の青少年及び子どもは」という表現になっている。

委員長：我々の考えとしては、満 20 歳未満の町民にもまちづくりに参加してもらいたいということ。

委員 B：この第 3 条は町民参加の原則についての条文なので、年齢のことは書かなくてもいいと思う。第 13 条の住民投票は手段のことなので、「有権者の」というような表現が必要だと思うが。

委員 D：「学生や、生徒、児童、青少年も、それぞれふさわしい方法で…」という表現ではどうか。

事務局：町民から寄せられた意見では、満 20 歳未満の参加を制限するように解釈されているが、満 20 歳未満の町民も参加してほしいという条文であり、要は表現の仕方の問題である。意見を提出していただいた町民の方にはどのような表現にすることにしたかと、その理由も回答することになる。

委員 B：年齢を載せてしまうと、満 20 歳以上の町民と満 20 歳未満の町民を差別してしまうように思える。

事務局：「満 20 歳未満の町民は」と載せることを、若者の参加を制限するものと考えerかどうかであり、この 4 項がなくても当然 20 歳未満の町民も参加できるものである。また、第 13 条の住民投票についても地方自治法で同じことが書かれている内容だが、その制度のことを知ってもらうためにあえて条文として載せているものであり、同じ考えで、満 20 歳未満の町民にも当然まちづくりに参加できるということ、分かってもらうためにあえて載せているものである。

つまり、この第 4 項はなくてもいいのだが、あえて条文として載せた方が分かりやすいのではないかとということで載せたものである。

委員 D：「満 20 歳未満の学生や高校生といった青少年は」という表現ならいいと思うが、義務教育を終えて働いている、いわゆる生産活動をしている満 20 歳未満の町民は、選挙権がないということ以外は一般町民と何ら変わりはないのに、このまちづくり基本条例以外の参加方法があるのかということになると思う。

委員長：そういうことだと、20 歳以上の学生は、選挙権があるが生産活動をしていないということにもなってしまう。

委員 D：20 歳以上の学生は、4 項は関係ないということになってしまう。私がこの条例の中で取り扱いが違ってくるのは、満 20 歳未満の学生・青少年だけだと思う。16 歳でも 17 歳でも、社会人として働いている町民であれば、選挙権が関係してくる第 13 条の住民投票以外はこの条例の全てが関係してくると思う。

委員 B：「満 20 歳未満の町民は」という言葉を載せなくても、「全ての町民はそれぞれの年齢にふさわしい方法で」という表現でいいのでは。選挙権がない年齢の町民は、選挙権がないなりの方法でということ。

委員長：今後行政側が何らかの町民意見等を取りまとめようとするときに、20 歳という一つの基準があった方がいいのかもしれない。

委員 B：20 歳という言葉にこだわりすぎなのではないか。18 歳でもいいかもしれない。

委員長：20 歳という言葉を残したままでも状況に応じて、この件に関しては 20 歳未満の

町民も参加してくれというように対応できるわけだし、そういう意味で満 20 歳未満の町民も、それぞれの立場でふさわしい方法での参加というように対応もできると思う。

委員 D：行政が施策を考えるときに、20 歳というラインはあまり考えてはならないことだと思う。先ほど子どもの権利条例についての意見もあったが、昔であれば有権者を意識したまちづくりというものがあつたのかもしれないが、徐々に女性や青少年にも目を向けたまちづくりになってきたんだと思う。高齢者計画など、年齢に関する施策は別として。

委員 A：有権者という言葉が書かれている住民投票の条文のことを考えると、4 項に「満 20 歳未満の町民は、年齢にふさわしい方法で…」という言葉を残しておくことで、満 20 歳未満の町民についても参考投票を行うということもあり得るという考え方もできるかもしれない。

委員長：皆さんからの意見がまだまだあると思うが、ここで 10 分間休憩とする。

～ 10 分 休 憩 ～

再開いたします。第 3 条 4 項について引き続きご意見をいただきたい。

委員 D：「満 20 歳未満の町民は」とするか「…町民も」とするかは別にして、町民からのそのような意見に対して、この 4 項の内容は満 20 歳未満の町民の参加を制限する意味ではないということ、ちゃんと説明できれば「満 20 歳未満の町民は」という言葉は残してもいいとは思ふ。

委員長：それでは「満 20 歳未満の町民は」という言葉は残してもいいという意見を踏まえて、内容については事務局に一任するという事によろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

(第 6 条について)

委員長：それでは次に、第 6 条について事務局より説明を。

事務局：第 6 条「行政の責務」について提出された意見を、資料 1 により説明。町長は任期中のことだけを考えるのではなく、50 年後の将来も考えたまちづくりをという意見である。「均衡を考えた町政」というのは、財政や環境のバランスを考えた町政という意味だと思う。

委員 D：「計画的に … を考えた町政」という言葉を入れる意味は分かるが、「公正かつ … を考えた町政」というように、非常に長い文章になってしまう。

委員長：行政の責務の条文を、そのように具体的な長い文章にすると、町民の責務や議会の責務の条文も同様に、具体的内容を書いた長い条文にしなければバランスが取れない。

委員 B：そういった言葉を入れたいというこの人の気持ちはよくわかるが、本来まちづくりは町民も一緒になって 50 年・100 年後の将来も考えてまちづくりをしていかなければ

ればならないわけで、町民もそれを行ってこなかったから、今まで歪んだ町政が進められてきたということであり、行政の責務として計画的にと、均衡を考えたという言葉は追加する必要はないのではないか。

委員長：第4条で、まちづくりへの町民参加の保障もしているわけで、意見であったような言葉を第6条に入れなくても、行政の一方的なまちづくりにはならないように書かれているので、原文のままでいいのではないか。

委員A：50年後、100年後の将来を考えてというこの意見の趣旨は分かるが、今の段階ではまだ不要だと思う。

埼玉県志木市というところでは、30年後のマスタープランまで策定しているが、清水はまだその前段の、まちづくり基本条例の制定という段階であり、将来的にもっと住民参加が積極的になされてきた段階で、住民も納得をして50年100年後の計画を策定ということであればいいと思うが、今の段階では載せる必要がないと思う。

委員長：第16条で、この条例は3年以内に見直すという条文もあり、そのことを踏まえての意見か。

委員A：はい。

委員長：それでは第6条は、原文のままとするということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

事務局：次に第6条に対するもう1件の意見として、「町職員」という表現を「職員」としてはどうかという意見があった。

委員長：皆さんのご意見をお聞きしたい。一般的に町民の方は「町職員」や「役場職員」という言い方をすると思うが。

委員A：「職員」という表現だと、任命権者の町長に雇われている職員という感じだが、「町職員」という表現だと、町民に雇われている職員という柔らかい表現であると思う。

委員長：それでは原文の「町職員」という表現のままということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

(第7条について)

委員長：次に、第7条について寄せられた意見を事務局より説明を。

事務局：第7条「議会の責務」について寄せられた意見を、資料1により説明。まず一つ目は、「町民の代表」という表現を「町の議決機関」という表現にしてはという意見である。

委員D：確かに議会は町の議決機関ではあるが、表現がかたいような気がする。この条例は分かりやすい言葉を使おうということを委員の皆さんで確認しているわけで、原文のままでいいのではないか。

ただ、その後ろの条文について、「町民の代表」として行政を監視するのと、「町の議決機関」として行政を監視するのは意味が違うのかもしれない。

委員B：議会は別に「町民の代表」ではないということをお願いのかもしれない。

委員長：第7条について寄せられた他の意見とも関連してくるかもしれないので、他の意見についても事務局より説明を。

事務局：関連する他の意見として、3項の「町民の利益を代表して」という表現を、「町民の福祉向上のため」と表現すべきという意見と、「町民の利益を代表して」という表現だと、一部の町民利益を行政に無理強いする議員を想像してしまい、表現が適切でないという意見と、先ほどの町長の責務につての考えと同様の意見で、「町の将来を考えて」に変更してはとの意見があった。

委員B：町民全体の利益という表現ではどうか。

委員A：町民全体という表現にしたとしても、「利益」という言葉が利益誘導というように解釈してしまう人がいると思うので、確かに適切な表現ではないかもしれない。もっと柔らかい表現にしてはどうか。

委員長：第7条に対する他の意見として、3項の「議員」を「議会議員」と表現してはとの意見があるようだが。私は意見のとおり「議会議員」とすべきだと思うが。第6条も「職員」ではなく「町職員」という表現にしたことだし。

事務局：ただ、第7条の表題が「議会の責務」なっているので、「議員」という表現のままでも議会議員のことだと分かると思う。先ほどの「町職員」という表現を「職員」とするかということと同様に、どちらが柔らかい表現かという考えだと思う。

第7条に対してのもう1件の意見として、「行政が公正に運営されているか…」、の運営の前に「計画的に」を追加してはとの意見もあった。これは町長の責務に寄せられた意見と同じ考えの意見。

委員長：先ほど第6条で「計画的に」という言葉を入れないとしたわけだから、第7条でも入れないということでもいいと思うがどうか。

委員D：第6条の町長の責務については、「誠実に」という言葉があり、「誠実に」という言葉に、将来のことを考えて計画的にということも含まれていると思ったので、計画的にという言葉は入れなくていいと思ったのだが、第7条の議会の責務の条文にあるのは、「公正に」という言葉であり、皆さんに公正公平ですよという意味が含まれるかもしれないが、計画的にという意味は含まれていないと思うので、「計画的に」か「誠実に」という言葉は入れてもいいのでは。

委員長：だとすれば、「誠実に」という言葉を入れてはどうか。

事務局：ただ、町長の責務については自分の姿勢として「誠実に」と言えるが、この条文は、議会が行政の運営が「公正に」されているかを監視するということについての条文なので、第6条とは意味は違う。

委員長：話題が前後して申し訳ないが、「町民の代表」という表現を「町の議決機関」とすべきという意見についてはどうしたらいいか。

アドバイザー：この条文で言いたいのは、行政の議決機関としての議会の条文ではなく、行政の監視役として、議会が町民を代表するという意味である。議会が議決機関なのは当たり前前のことであり、この条文で言いたいのは、行政監視役としての議会のこと。

委員長：ということであれば、1項は原文の「町民の代表として」という表現のままとし、

「行政が公正に」の次に「かつ計画的に」という言葉を追加するということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

続いて3項に対する意見について、まずは「議員」という表現を「議会議員」表現してはどうかという意見。

委員B:「議員」という表現でいいと思う。

委員長:「職員」は「町職員」としたのに、「議員」はそのままで統一されていないような気がしないか。議会議員以外には「議員」と呼ばれる人はいないか。

委員D:委員は各種委員会の「委員」がいると思うが、「議員」はいないと思う。

委員長:議員さん達に、どちらの表現がいいか意見を聞いてみるというのはどうか。我々検討委員会の考えは、議員というのは議会議員しかいないし、第7条の表題に「議会の責務」と書かれているので、ただ単に「議員」という表現でいいのではという考えを付して。

委員D:今私たち委員が議論しているのは条例案であり、検討委員としての考えをまとめればいいのであって、我々委員会から提出した後どこかの段階で手直しをされてしまうことは仕方ないことなので、先に議員さんに意見を聞かなくても、まず我々の考えを整理しては。

事務局:どちらの表現にするとしても、この検討委員会として理由を説明できるようにということが大切だと思う。条例案を町長に提出するときに、このような意見もあったが、このような理由でこのような表現にしたということも付して提出し、あとは受領した町が、そういった検討委員会の説明理由などを踏まえて、手直しをしていくという流れになる。

委員D:そうであれば、議員というのは町内においては議会議員しかいないのでという理由で、「議員」という表現にするということでもいいのではないか。

委員長:第7条の表題にも「議会の責務」と書かれているし、議員といえば議会議員と特定できるということで、原文のまま「議員」という表現のままとするということによろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

続いて、「町民の利益を代表して」という表現をどうするか。先ほどの委員Bさんから、一部の町民の利益と誤解されるなら、「町民全体の利益」という表現にしてはという意見もあったが。また、「町民の福祉向上のために」という表現にしてはという意見も寄せられているようだが、それだと一般的に言われている狭い範囲での「福祉」についてだけというようにも解釈されてしまうという心配もある。

事務局:地方自治法では「福祉の増進」という言葉もあるが。

委員長:この条例の第1条で、この条例の目的として「町政運営の基本的ことからを定めることを目的とする」と書いてあるのだから、福祉の向上だけと解釈されてしまう

かもしれないような表現は、適切ではないのではないかと。

委員A：町民福祉の向上という言葉は、行政用語では広い意味の言葉なのだが、町民からすると福祉というと狭い意味に解釈されてしまうかもしれない。

委員長：役場の福祉課が関係する部分だけということか。

委員A：はい。

委員長：「町民の利益を代表して」や「町民の福祉向上のため」という言葉を削除してしまうと、「連携して」という言葉が誰と連携するのかということになってしまいうし…。

委員D：「町の将来を考えて」のような言葉にすればという意見も寄せられているようだ。

委員長：それでも誰と連携するのかとなってしまう。

事務局：町民からの意見を募集する際に、広報には載せていなかったがホームページには条文ごとに解説を載せており、その解説の中では「連携というのは、議員は町民との連携により、町民意思を行政に反映させる」と説明している。

委員D：「町民の利益を代表して」という表現のままでもいいのではないかと。議員個人というのは、色々な利益の代表として選出されたものでもあり、その利益代表の意見等について議会全体で議論して決すればいいのだから。

委員長：確かに、議員は町全体のことを考えなければならないが、地域の代表として選出された議員は、地域の利益のために頑張るわけだし。

委員D：議員には各利益代表の働きかけがあるのだから、それまで否定はできないと思う。そのことに対して他の議員が、公正で計画的にという考えから、その考えはいいのか悪いのかということ、最終的に多数決で決すのだから。

委員A：確かにそう考えると、利益を代表してその意思が反映されるように連携させることが、最終的に公益かどうかということは議会ではかるということを考えれば「町民の利益を代表して」という言葉でも問題ないのかもしれない。

委員B：ただ、この条文に載せるのは議員の責務をどのように表現すればいいかということなので、地域の利益を代表してもいいんだということにはならないと思う。

委員長：先ほど委員さんから、「町民全体の利益を代表して」としてはという意見もあったが、それではどうか。

委員D：地域の利益を悪いイメージで考えるのではなく、例えば清水の端にある農村地区ではこのようなことが必要だということを、その地区から選出された議員が意見として出すことは構わないし、他の地区から選出された議員が、この地区ではこの問題の方が重要であるというような、地域の利益についての意見が出されたときに、町全体としてどちらを優先させるかということを決めるのが、行政と議会の仕事だと思う。そういった意味からすると、地域や団体の町民利益を代表するということになるが、そこに今一番必要なことはこういうことだということを、逆に言わなければならないことだと思う。その上で、町にとっては今どこの意見を優先するべきかということ、公正かつ計画的に決めていくということだと思う。もちろん、議会全体は公正であるべき。

委員長：少なくともこの検討委員会では、今回寄せられた意見が言うような、一部の町民

の利益を無理強いするという意味で、このような条文としたわけではないということをはっきりさせておかなければならないと思う。その説明をちゃんとできるのであれば、あえて原文を変更する必要はないと私は思っている。

事務局：委員Dさんの今の意見を聞けば理解してくれるのかもしれないが、6人の町民から寄せられた意見の中で、3人の方が「利益」という言葉にいいイメージがないので表現を変えてはという意見を出しているわけで、「利益」に代わる言葉があればいいと思う。例えば、「町民の声を代表して」というような。寄せられた3人の意見はそういうことだと思う。

委員長：「議員は町民の声を代表して」としてはという意見が出されたが。

委員A：「声」という表現は柔らかくていいとは思いますが、他にいい表現がないか。

委員D：「町民の意見」としては。

委員B：「町民の要望」では。

委員D：「町民の考え」では。

委員E：「町民の代弁者として」では。

委員D：代弁者としてしまうと人格を表す言葉になってしまい、1項にも「町民の代表」という人格を表す言葉があり、その調整が必要になると思う。

委員B：「町民の代表として」ではどうか。

事務局：1項に戻ってしまうが、議員の集まった機構が議会であり、議員個人が町民の代表で、その議員が集まって議会という機構をつくっているのだから、1項の「議会は町民の代表として」という条文の「町民の代表」という部分を削除して、3項を「議員は町民の代表として」としてはどうか。議員個人が町民の代表であって、議会という機構は町民の代表なわけではないと思う。

委員A：それがいいかもしれない。

委員長：それでは、1項の「町民の代表」を削除して、3項を「議員は町民の代表として」とすることでよろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

(第9条について)

委員長：それでは次に第9条について寄せられた意見を事務局より説明を。

事務局：第9条「個人情報の保護」について寄せられた意見を、資料1により説明。「保護します」という表現を、義務として「保護しなければなりません」とすべきという意見である。

委員D：原文の表現のままでも、特に条文としての効力は変わらないと思うのだが。第9条の表現を「～なりません」に変えらるとなると、第12条も「設けなければなりません」にしなければならないのでは。

委員長：個人情報保護条例ではどのような表現になっているのか。

事務局：個人情報保護条例は手続きについて定めた条例なので、「～しなければなりません」という表現が多く使われている。

委員D：まちづくり基本条例というものがあって、その中の具体的な内容として個人情報保護条例があり、その中で義務付けされているのだから、「します」という表現のままでもいいのではないか。

委員長：個人情報保護条例の中で具体的な義務付けについて書かれているので、原文のままとするということによろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

（その他の意見について）

委員長：次に、その他の意見について事務局より説明を。

事務局：その他の寄せられた意見を、資料1、資料2により説明。

資料1の5ページに載せてある意見は、各条で「町は」という表現や、「町長は」、「町の執行機関は」という表現があるが、使い分けている理由と、「町」の定義を第2条で定義してはという意見である。

ホームページに載せている各条の解説で、特に「町の執行機関」の具体的な説明はしていないが、「町や教育委員会や農業委員会などの執行機関は」ということで、「町は」と「町の執行機関は」の違いについて説明はしている。

委員D：「町は」という表現には、教育委員会なども含まれているということか。

事務局：そうではなく、「町は」というのはいわゆる役場のことであって、第6条4項だけは「町の執行機関」ということで、教育委員会や農業委員会などを含んでいるということである。

委員長：寄せられている意見のように、第2条で「町」の定義をした方がいいのか。

事務局：そのような意見だが、各条に書かれている「町は」をいわゆる役場というように限定して定義すべきか、それとも各条文を読んでみて、役場と限定しないで執行機関を含めることとして、第2条「用語の定義」の中で、「町は」というのは執行機関を含むと定義し、執行機関が含まれない条文については別の表現をするということにしてはどうか、というのが事務局の案である。

委員長：事務局が今言われたようなことで、事務局に一任してはどうか。

委員D：二セコ町の条例でも、「町は」とか「町の執行機関は」というように、何種類かの表現があるが、特に用語の定義はないようである。

委員長：地方自治法には町の定義は書かれているのか。

事務局：地方自治法では、地方公共団体という書き方をしている。

委員長：「町」について定義した方がいいのかどうか。一般的には町や役場というと、教育委員会や農業委員会を含めたことを言うと思うが。

委員D：一般的にはそうだと思う。

委員長：「町」の定義に教育委員会などの執行機関を含むとすると、例えば農業者にしか関係のない農業委員会についても、ほとんどの条文に関係してしまう。

委員D：おそらく定義しきれないと思うので、一般的に概念として「町は」という表現をしていると、二セコ町の条例では説明があったと思う。

委員 B：確かに「町」を定義するのは難しいと思う。

アドバイザー：「町の執行機関」という表現があるのは第 6 条 4 項だけなので、この部分にだけ「町の執行機関とは…」という説明を載せればいいのか。そうすれば原文のままの表現でいいことになる。第 6 条 1 項の「町長は」というのは、町長個人の責務について書いている条文なので、この表現もこのままということになる。

委員 A：定義はしきれないと思うので、そうなると思う。

委員長：それでは「町」については定義しきれないということで定義せず、各条の表現は原文のままということではよろしいか。

事務局：事務局で考えていたのも委員の皆さんと同じような考えで、「町」という表現については一般的な概念として考えてもらうということである。

第 6 条 4 項の表現だけ「町の執行機関は」としたのは、1 項に「町長は…」という表現があり、教育委員会や農業委員会は別の執行機関なので、町長からすれば口出しをできる立場にはないわけで、そこであえて町長の権限が及ばない「執行機関は」という表現にしたわけだが、先ほど皆さんからの意見であったとおり、概念として「町」という表現の中に教育委員会なども含むという考えであれば、この 4 項を削除してもいいのかもしれない。町だけではなく、他の執行機関についても当然やるべきことを載せているだけの条文なので。

委員長：ということであれば、「町」について定義はしないということと、第 6 条 1 項の「町長は」という表現と、4 項の「町の執行機関は」という表現はそのままとするということではよろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

以上で、条文についての議論は全て終わったので、事務局で整理するとなった部分等については、よろしくお願ひしたい。

事務局：はい。その他に資料 2 に条文関連以外の意見として、広報モニターや口頭で寄せられた意見を載せている。

内容としては、広報に掲載された条文素案を読んだが、「聞き慣れない言葉が多く、遠くのことのように感じてしまうので、もう少し分かりやすい言葉を使ってほしい」ということで、我々としては、かなり分かりやすい言葉にしたつもりだが、そのような意見があった。

他には口頭での意見として、「条例とする必要があるのか。規則や要綱で十分なのでは」という意見があったが、条例とするということこれまで議論してきたこともあり、条例という形で策定することになると思う。

委員長：今説明のあった、広報モニターや口頭による意見に対しても回答をすることになるのか。

事務局：回答を求めている意見ではないので、特に回答はしない。

(条例の名称について)

委員長：次に条例の名称について、これまで「清水町まちづくり基本条例(仮称)」ということで、条文の内容について議論してきたわけだが、内容的にほぼ固まってきたので、名称を決めてしまいたいと思う。

他の市町村の条例を見ると、様々な名称があるようだが、今まで新聞等には「清水町まちづくり基本条例(仮称)」として何度も掲載してもらっているので、この名称が馴染んでいるのではないかと思う。この名称を変更するような大きな理由があったり、この名称では馴染まないという意見があれば、名称を変更したいと思うのだが、皆さんの意見をお聞かせいただきたい。今すぐに意見がないようであれば、仮称をとるだけでいいか、それとも別な名称とすべきかを、次回の会議でお聞きしたい。

委員B：芽室は策定の途中で「参加条例」というように変えてしまったようである。

(今後のスケジュールについて)

委員長：今後のスケジュールについて、事務局より説明を。

事務局：条文内容についてほぼ固まり、今後は町へ提言する形に整理する必要があると思うので、次回の会議では例えば規則に盛り込むべき内容はどうか、町に提言する際に、条文の他に委員さんの附帯意見として付けるべき内容についてなどを検討しなければならないと思うのだが、これらのことについて事前に委員さんから文書で提出していただき、その内容を次回の会議の中で検討してはどうかと考えているのだがどうか。

委員長：次第には次回の日程は8月26日(木)と載っているが、この日は馬淵アドバイザーは所用により欠席となる。

事務局で今言われたことは、本日欠席の委員さんにも文書等で周知していただきたい。

事務局：はい。今回町民の意見を募集した中で、この条文は削除すべきとか、こんな条文を追加すべきといった意見もなく、また、6人の町民から寄せられた意見についても本日の会議の中で、ある程度整理されたと思うので、ほぼこの形で条文は出来上がったのではないかと考えている。

今後は、あと2回程度の会議で終了するのではないかと考えているのだが、次回の会議については馬淵アドバイザーは欠席となるが、まず今日の会議で議論された内容を整理して皆さんにお示し、町へ提出する報告書の形態については、メインはこの「清水町まちづくり基本条例(案)」になり、それにこれまでの審議経過などを付ける形になると思う。その他として、規則に委ねる内容や、町民に分かりやすくするための解説のほか、分かりやすい条例としたために条文に盛り込めなかったことなどを、委員会の附帯意見として提出することになると思う。

そうすると、次回の会議で附帯意見のまとめ等を行うことになるので、事前に委員さんから意見等を提出してもらえれば、当日はすぐ審議に入って、まとめられる

と思う。その次の最終回では、町へ提出する最終的なまとめを確認し、事務局としては会議終了後に、個人負担で懇親会を開催できればと考えている。

あと2回の会議では足りないということであれば、またスケジュールを若干変更しなければならないと考えている。逆に、あと1回の会議で十分ということであれば、馬淵アドバイザーが出席できる9月の会議だけでまとめてしまうという方法もあると思う。

委員B：以前の会議で、町民を集めての議論の場や、議員さんたちとの懇談の場を設けてはどうかという意見があったと思うがどうか。このままあと2回の会議で終わらせてしまっているのか。

委員D：私もそう思う。委員会としては、あと2回の会議で内容を整理して終わってもいい内容だと思うが、以前の会議の中で、住民参加や協働のまちづくりというもののイメージや、必要性が町民の間に浸透していないので、フォーラムというか町民を対象とした説明会を開催してはどうかという意見があったと思う。

事務局に確認したいのだが、検討委員会から町へ条例案が提出された後に、町として住民向けのフォーラムのようなものを開催する考えがあるのか。あるのであればあと1～2回の会議で終わらせてもいいが、町として開催の予定がないのであれば、検討委員会として開催を考えなければならないと思う。

町が検討委員会から報告書を受けて、町がある程度手直しをし、議会にかけて議決をするという流れになるのだと思うが、今回の広報モニターからの意見でもあった「大事なことなんだろうけど、すごく遠くのことに感じる」という意見は、聞き慣れない言葉だからという問題ではないと思う。

私たち町職員としても、この条例が身近なものだとあまり感じられない。芽室の「まちづくり参加条例」では、協働や住民参加がとても重要であるということが書かれているわけで、住民にそのことを浸透させることが必要だと思う。この検討委員会としてそのようなフォーラムを開催しないのであれば、町として是非開催してほしいと思う。

委員長：私の考えとしては、検討委員会としてフォーラムなどは開催していないが、町民に浸透したと考えている。内容が分かりづらいという意見もあったが、ただ、委員会としてそのようなフォーラムまで開催しなければならないのか。町が今の委員Dさんのような意見を聞いて、町として開催するならわかるが、この検討委員会として開催する必要はないのではないか。

委員B：検討委員会として開催するかどうかというより、条例を完成させる前に多くの人の意見を聞きくことが必要だと思う。多くの住民意見を聞くためのまちづくり基本条例であるのに、町民意見を聞かずに制定ということでは矛盾すると思う。

委員D：検討委員会としては十分議論してきたかもしれないが、この条例を活かしていくには、フォーラム等の開催が必要だと思う。

検討委員会として開催するにはスケジュール的に厳しいということであれば、町へ提出する際に附帯意見として、町民へ浸透させるための動きを検討委員会として

も行ってきたが、町としてもより踏み込んで、きめ細かく行ってほしいという意見を付けなければならないと思う。

委員長：検討委員会として、町内会長や農事組合長に案内してフォーラムなどを開催し、もっと町民の声を取り入れて進めていけば良かったのかもしれないが、その点は不十分で、町民には十分浸透していないかもしれない。

しかし、検討委員会としては広報誌などで町民意見を募集もしたわけで、さらに今からフォーラムなどで町民意見を聞くとなると、条例制定までにあと3～4ヶ月かかってしまうかもしれない。検討委員会から町へ提出した後は、町がフォーラムなどを開催するかどうかなどを考えることであると思うのだが。

委員D：検討委員会としてフォーラムを開催すべきかどうかを確認する必要があると思う。

委員長：皆さんの考えをお聞きしたい。

委員A：検討委員会としてより、附帯意見として町で開催してほしい旨の意見を出して、町として開催してもらってもいいと思う。

私がこの検討委員会の委員公募に応募したのは、昨年6月に帯広青年会議所が主催で清水で開催されたイベントの中で、清水町長やニセコ町長、清水高校の生徒会長といったメンバーが参加しての「まちづくりフォーラム」というものがあり、高校生の意見を町民の意見として受け取る場や、逆に高校生に対して行政が情報発信できる場という、今まであまりなかった内容のもので、ちなみに、このフォーラムの後に芽室で、同じくニセコ町長が参加した「まちづくり講演会」が同じ日開催され、芽室の会場の熱気はすごかったが、清水の会場は100人以下の参加にすぎなかった。この熱気の差は何なのかと考えたときに、まちづくり条例のようなものを制定し、住民参加型のまちづくりに変えていかなければならないと感じて、この検討委員の公募に応募した。

町民向けのフォーラムのようなものを開催する必要があるとは思いますが、検討委員会として開催するよりは、その旨を報告書と附帯意見として提出し、町が開催すればいいと思う。

委員長：町民向けのフォーラムの開催については、その旨を付帯意見として出してはとの意見であったが、他の方の意見は。

委員C：わたしも今の委員Aさんの意見と同じ考えである。町民向けのフォーラムは非常に大事であると思うが、この検討委員会の目的はあくまで条例案の策定であり、検討委員会としてここまで内容が固まってしまってから町民意見を聞いても、今から訂正することもできないと思うので、ここまで条例案を作ったからには、それを整理して町へ提出し、それが議決された後には条例制定に関わった者として、私たちは町民へ条例を浸透させるための働きかけをしていくべきであり、検討委員会としては町へ報告書を提出した段階で役目を終えるということでもいいと思う。

委員D：多いか少ないかは別として6人の方から意見が寄せられたわけだが、これが町民の意見の大方であり、その内容については今日の会議で議論し終えたので、町民意見は十分取り入れたとはならないと思う。町民の方たちが住民参加やこの条例の意

味や重要性などを知ったときに、町民がこの条例では不十分だとか、この条文はおかしいといったことを言う機会がないのではないか。その機会が保障されているのだろうか。

この検討委員会は、条例案をほぼ完成させたところまで来たわけだが、この条例の制定にあたり、なぜ協働や住民参加が必要なのかということ、町民にしっかりと意識してもらうという目的があったはずで、それをまだやっていないと思う。その協働や住民参加を、条例まで制定して実現しようとする重要性を、馬淵アドバイザーが講師となるかどうか分からないが、町民向けの講演会やフォーラムを開催して、その重要性をしっかりと町民に理解してもらった上で、条例案として町へ提出すべきではないか。

フォーラムでは町民に対して各条の説明をするよりも、協働や住民参加の重要性などを説明して、そのために我々検討委員会はこれだけの月日をかけて議論し、条例案をつくってきたということを最後に締めくくりとして、PR的に行ってはどうか。

委員C：委員Dさんが今言われた、町民が条例に対して意見を言う機会はあると思う。

私たち委員にとっても初めての条例であり、他町村の条例も参考にしながらこまめに条例案を作ってきたわけだが、手直しする部分があるかもしれないので、3年以内に見直しをするという条文を載せている。フォーラムを開催するときには、条例が制定された後も、町民からの意見によって見直しができるということのPRも、この条例のPRと合わせて行うべきだと思う。

委員D：私としては町から議会へ議案として出される前に、町民からの意見を吸い上げたいと思っている。議案にまでなってしまうと、内容はなかなか修正されないと思うので、町は検討委員会からの提出を受理して、議案として提出するまで柔軟に対応してほしいと思う。

できれば、この検討委員会の締めくくりとしてフォーラムを開催し、協働や住民参加の重要性を町民の方々に理解してもらった上で、町に報告するというのがいいと思うのだが。

委員B：条例案の策定は限られた時間の中で行っていかねばならないが、多くの意見を聞いて策定していこうというのが当初のテーマだったと思う。

二セコ町の逢坂町長も言っているとおり、条例をつくるのは簡単だが、魂をどう入れていくかということが最も重要であるということを考えると、その作業が不足していたのかもしれない。条例の素案はできたので、その素案をたたき台にして議論をすれば色々な意見が出ていいと思うのだが。

あまり期限にとらわれずに、当初のテーマのことを考えると、色々な人の意見を聞く機会があってもいいのではないか。

委員長：確かにあせって策定するものではないが、これから多くの人の意見を聞くとなると、策定までに相当の時間を要すると思う。条例制定の目的や趣旨は、広報に掲載しているので、理解してもらっていると私は思うのだが。

フォーラムを開催するとした場合、各条についての意見を出してもらう内容と、各条についての意見を出してもらうのではなく、このような理由でまちづくり基本条例というものをつくりましたという内容の2通りが考えられると思うが、前者の場合だと、今の時期になって様々な意見が出されたとしても、収集がつかなくなるかもしれない。この検討委員会としては、そこまでやる必要があるのかどうかという問題になる。

委員B：先ほど委員Dさんが言われたように、各条についての意見を出してもらうようなフォーラムではなく、この条例を作った目的や重要性を理解してもらうための内容でフォーラムを開催する必要があると思う。

委員長：もう一度、広報誌に掲載して意見を募集するというのはどうか。

委員B：もう一度掲載しても、意見等はあまりないと思う。

委員長：広報誌は全戸に配布されるので、一番見てもらえると思うのだが。

委員D：先ほども言ったが、条文についての意見を出してくれという内容のフォーラムではなく、協働や住民参加の必要性と、この条例ができることによって住民・行政・議会の意識に問いかけるものは何なのか、ということの説明する内容にすればいいと思う。そのときにもし、この条文は直すべきだといった意見があったとすれば、検討委員会から町へ提出した後に、町に対して広報レターなどで意見してくれればいいと思う。

委員E：私も委員Dさんの意見と同じで、このまま町に提出するには町民に対するインパクトが弱いというか、条例が制定された後は、あまり読まれなくなってしまう気がするので、制定される前に条例の必要性などを説明し、それに対する町民の生の声を聞く場があってもいいのではないか。

委員長：検討委員会としてフォーラムを行わなければならないという義務付けはあるのか。

事務局：義務はない。

委員長：今年の3月に馬淵アドバイザーともう1名の方を講師に講演会を、全戸に案内して行ったが、参加者は少なかったわけで、同じことではないかとも思うのだが。

委員D：住民参加の重要性について書かれた条例案を、多くの意見を聞いて策定して、町へ提出しようというときに、フォーラムをしても町民は来ないのだから意味がないというのはいかがなものか。

委員A：しかし委員長の言うとおり、今フォーラムを開催しても参加者は少ないかもしれない。広報で意見募集をして6人の方から意見が寄せられはしたが、その他の意見というのも期待できないかもしれない。

委員D：条文に対する意見というのはないかもしれないが、これからは住民参加をしてもらわなければならないのだから、委員長が先ほど言われたように、まちづくり推進協議会などの各種団体にも案内して、半強制的にでも参加してもらえばいいと思う。

委員長：それを町で開催してもらっても差し支えないと思う。

事務局：委員Bさんの言われるように、町民意見をさらに聞くとなると、条例制定まであと3～4ヶ月くらいかかってしまうかもしれない。委員Dさんが言われるように、

検討委員会として町へ提出する前に、町民に理解してもらう内容での開催であれば、策定までの期間をあまり延ばさずに済むと思う。

4月に開催した会議の際に今後のスケジュールとして皆さんにお示ししていた中では、以前に意見があった町民対象のフォーラムを載せるのを忘れていて申し訳なかったが、今回町民から寄せられて意見も少なかったこともあり、4月にお示したスケジュールに載っている9月頃に最終会議というのは、必ず守らなければならないものではないので、まだ町民意見を聞きたいということでスケジュールを伸ばすのはかまわない。他の方法としては、町民意見は少なかったが、このような条文に整理しましたという附帯意見を付けるという方法もある。どうするかは委員さんの間で協議して決めればよいことだと思う。

委員Dさんの言われる内容で開催するのであれば、本日欠席している委員さんの中には、フォーラムにパネラーとして出て意見を言いたいという声もあった。その際に、条例自体の説明は事務局でもできるし、馬淵アドバイザーもお願いすれば参加してくれると思うので、あとは委員の皆さん方が条例案策定に携わった者として、自分の想いでも何でもいいので、1人3分間でも話せば30分になるのでパネルディスカッションをしてみるというように、様々な方法があると思う。

ただその際に、各種団体に対して案内するのは簡単だと思うが、よほどお願いしないと参加者は集まらないかもしれないし、一方で町民参加は自主的な行動と言っているのだから、参加をお願いするのは矛盾するかもしれない。ある観光に関するアンケートによると、人を集めるにはポスターやパンフレットなどよりも、口コミが一番であるとのことで、15人の委員さんがいるのだから、1人の委員さんが3人の人を集めれば45人集まるわけで、そのような形で開催してみたらどうか。

委員D：住民参加が重要であると委員全員が認識していると思うので、1人が3人に参加を呼びかけて開催すべき。

事務局：ただ、本日は欠席委員も多いので、このテーマで近日中に会議を開催してはどうか。

委員長：間もなくこの会場の閉館時間なので、そろそろこの会議を閉めたいと思うが、その件については次回8月26日の会議で議論するというところでよろしいか。

事務局：8月26日以前に行ってはどうか。

委員長：当初スケジュールより多少伸びてもいいということだし、8月26日の開催でいいと思う。

それでは今後のスケジュールとしては、次回会議までに皆さんからの意見を事前に提出してもらい、会議の中ではその意見についてと、町民に説明する内容のフォーラムの開催について協議することとする。当初スケジュールより多少伸びて、最終会議は10月頃になるかもしれないが、それは仕方ないということで。

ただ私が言いたいのは、この検討委員会が本当にそこまでする必要があるのかということ。本日は欠席委員も多いので他の委員さんの意見を聞けないが、他の委員さんの意見も確認しないとならないと思う。検討委員会というのはそこまでするも

のではないと思っている。皆さんと意見が違うかもしれないが。

事務局：町へ条例案を提出するまでに、検討委員会としてできることをすればいいと思う。

委員D：要はどのような主旨で開催するかである。町民に条例案を審議してもらうためのフォーラムとするのか。ここまでできたのだから、そのようなことにはならないと思うので、これまで議論して条例案を作ってきたことと、この条例の必要性を町民にも理解してもらうべきだと思う。

委員長：我々委員は町長から委嘱されて条例案を検討し、我々は検討した結果を町長へ報告する。それを受けた町長はその内容を町民に周知する義務があるわけで、そういった理屈からいうと、我々検討委員会が町民に対して説明しなければならないのかということになると思う。このことについての意見も含めて、次回までに委員さんからの意見を提出してもらうこととして、本日の会議を終了したい。本日はどうもありがとうございました。